1 はじめに

(国の経済情勢と予算編成動向)

平成22年度政府経済見通しは、家計の支援により個人消費を拡大するなど民間需要が底堅く推移すると見込まれることに加え世界経済の緩やかな回復が続くと期待されるなど、景気は緩やかに回復していくと見込まれています。しかしながら現状は、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあり、また先行きについても、雇用情勢の一層の悪化やデフレによる景気抑制圧力の拡大の影響、財政状況の悪化に伴う長期金利の上昇等の懸念材料が存在し、予断を許さない状況です。

このような中、新政権下での国の平成22年度予算案では、「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規律の両立」を基本理念に、子ども手当の創設、高校の実質無償化、維持管理に係る直轄事業負担金制度の廃止などが具体化されました。

平成22年度の国一般会計の予算総額は当初予算では初めて90兆円を突破し92兆2,992億円、歳入の内訳として税収が37兆3,960億円と低迷する一方、国債発行額が44兆3,030億円と過去最大規模となっています。税収が国債発行額を下回るのは昭和21年度以来であり、平成22年度末の国と地方の長期債務残高見込みは862兆円、対GDP比181%と年々悪化の一途をたどっており、財政状況は年々逼迫している状況です。

(地方財政の動向)

平成22年度の地方財政の動向につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込むと見込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足額が過去最大の規模(18兆2, 168億円)に拡大すると見込まれています。

一方、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財政の所要の財源を確保するという新政権の方針に沿って、過去最大規模の財源不足を背景に講じられることとなった地方財政対策は、地方交付税は前年度から1兆733億円増の16兆8,935億円(前年度比6.8%増)となるとともに、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は24兆6,004億円(前年度比17.3%増)となりました。

(平成22年度久留米市の財政推計の状況)

平成22年度の久留米市財政の見通しですが、歳入の根幹となる市税は景気の減速により個人市民税や法人市民税が低迷し、平成21年度当初財政計画比5.5億円減となり、市税の代替措置として交付される地方特例交付金を含めた市税等では6.9億円減という見込みです。次に、地方交付税については、地方財政対策を踏まえ推計しますと平成21年度当初財政計画比18.0億円の増加となり、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税では37.3億円増加する見込みとなります。このため、その他の歳入一般財源を含めた歳入一般財源トータルでは、平成21年度当初財政計画比22.4億円増加の見込みとなっています。また、歳出においても退職手当、扶助費、公債費などの義務的経費が平成21年度当初財政計画比13.6億円増加する見込みです。

これらのことから、政策経費に充当できる一般財源は、平成21年度当初財政計画比8.8億円増加の見込みとなりました。しかし、これは国が従来のルールに基づかず別枠で地方交付税を増額すること及び臨時財政対策債(赤字地方債)を大幅増額するという地方財政対策を講じたためで、いずれも税収の裏づけのない一時的な対応であると言わざるを得ません。今後についても国の財政が極めて危機的状況であることなどから、今回の地方交付税の別枠加算や多額の赤字地方債の発行が続くとは到底考えられず、今後の財政見通しが立たない状況です。

(久留米市の中長期財政見通しと健全財政の確立について)

今後の中長期的な財政状況を見通しますと、主要な一般財源である市税の飛躍的増加は望みにくく、国の逼迫した財政状況から地方交付税も多くを期待できない中で、合併の特例措置である地方交付税等の合併算定替効果額約25億円が平成27年度から5ヵ年かけて段階的にゼロになるなど、歳入環境はより厳しさを増すことが想定されます。

一方、財政の弾力性を示す久留米市の経常収支比率の状況は、平成16年度に90%を超えて以降、平成19年度95.9%、平成20年度では95.4%と、依然として高水準で推移しており、他の類似都市と比べても高い水準にあり(平成19年度の特例市平均91.1%、中核市平均90.0%)、財政の硬直化が進んでいるといわざるをえません。今後厳しさを増していく財政見通しを考えましても経常収支比率の改善を図っていくことが必要であり、このためには行財政改革の不断の取組みにより経常的経費を徹底的に見直していくなど、身の丈に合った財政運営の確立を図ることが不可欠です。

2 平成22年度通常予算の編成について

平成22年度一般会計予算については、市長選から当初予算を提案する3月議会までの日程との関係により暫定予算としました。今後、改めて通常予算を編成していくこととなりますが、各部において編成作業に臨まれるにあたっては、現在の久留米市のおかれた行政課題を踏まえていただきますとともに、将来にわたり持続可能な健全財政の確立の必要性に強く留意していただくようお願いいたします。

具体的には、久留米市新総合計画、3月議会市長提案理由説明で示された5つの重点施策(①子育て支援や教育などの人づくり、人権の尊重、②医療、福祉など安心できる地域づくり、③農・商・工の元気づくり、④賑わいづくりや広域求心力づくり、⑤行財政改革による質の高い市役所づくり)と早急に取り組む2つの重要課題(①経済危機対策、②新幹線開業効果活用)に的確に対応していただきますとともに、事業内容の精査にあたっては、事業の選択と集中、量から質への転換を基本としていただきますようお願いいたします。中でも、現下の厳しい財政状況を踏まえ、事業の優先順位や実施時期の調整、財源の重点的効率的配分、事業手法の再検討、単価・規模等コスト意識をもっての再積算を行うなど、徹底的な精査・見直しにより要求していただきますようお願いいたします。

3 個別留意事項

(歳入について)

現在、歳入確保対策本部を設置し、収納率の向上・受益と負担の適正化・新たな財源確保を目指し、 歳入確保対策を推進しているところである。非常に厳しい財政状況であることを認識し、歳入確保対策 本部の取組みとともに、次の点に十分留意しながら歳入の確保に努めること。

(1) 市税

- ○経済情勢の推移、個人所得の動向及び税制改正の動向等に十分注意し、適切な税収の見積りとその確保に努めること。
- ○法人市民税については、現下の景気後退の影響や地域における経済の実勢・産業構造の特殊性等 を踏まえ、業種間・企業間の業績の差異等も十分勘案すること。
- ○収納率の向上にあたっては、先進事例・手法等の調査を行うとともに、その適用を図ることにより着実な推進に努めること。

(2) 税外収入

- ○使用料・手数料及び負担金等については、対象事務の見直しを図るとともに、住民負担の公平性 確保の観点と受益者負担の原則のもと、必要となるコストの精査を行い、受益者負担が必要と認 められるものついては、その適正化を図ること。
- ○税外収入についても、受益者負担の公平性の観点からも収納率の向上に努めること。
- ○国等において徴収基準が定められているものについては、的確に見直しを行うこと。
- ○遊休地の積極的処分や市有財産の貸付等による活用、その他新たな手法の検討などに努めること。
- ○広告事業収入については、市が発行する印刷物及び市が保有する資産を広告媒体として活用し、 企業等の広告掲載による財源確保に取り組むこと。特に平成22年度は、今まで行った情報収集 を踏まえ、各部局において積極的な取組みを行うこと。なお、各部局において確保する広告事業 収入は、企画財政部と協議を行い当該部局に配分された一般財源枠に加算する。

(3) 国・県補助金等

- ○平成22年度国予算案においては、公共事業関係費が減少する一方で、社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上国庫支出金が12.3%程度増加すると見込まれている。
- ○この中では、一部地方負担を伴う子ども手当の創設、高校授業料の実質無償化、公共事業の個別 補助金を原則廃止して社会資本整備総合交付金(仮称)及び農山漁村地域整備交付金の創設、国直 轄事業負担金制度の廃止と併せた公共事業にかかる補助事務費の廃止などが具体化しており、そ の情報を的確に把握すること。
- ○また、国は平成23年度から補助金の一括交付金化をめざす方針を明らかにしており、その動向 にも留意すること。

(4) 地方債

- ○地方債の活用にあたっては、将来の財政負担の増加を伴うため、安易に地方債に財源を求めることなく、交付税措置の高い有利な地方債を活用するなど節度ある運用に努めること。ただし、合併特例債を充当する事業は、主要事業及び充当済の継続事業のみとする。
- ○平成22年度より一部地方債の元利償還についての事業費補正方式の廃止が決定されており、その情報を的確に把握すること。

(歳出について)

すべての経費についてコスト意識をもって手法・単価・規模等を十分精査し、創意と工夫を行い、行政の簡素・効率化を一層推進するものとし、具体的には次の方針により予算要求を行うこと。

特に経常的経費については、経常収支比率が悪化している状況を踏まえ、事務事業の執行方法を根本から見直し、徹底した節減に努めること。

またハード整備事業については、国の公共事業大幅削減という基本方針を踏まえ、その影響について的確に情報を把握し対応すること。

(1) 政策事業、その他事業、標準経費(枠配分事業)

- ○平成22年1月8日付21財第356号により通知した額及びその後の個別協議等で再整理した額を上限として、市政運営方針や中期ビジョンに沿って必要な見直しや組替えを行うこと。
- ○なお、要求書の提出にあたっては、事業一件ごとの徹底的な精査見直しによる配分額の縮減に努めるとともに、調整段階でさらに見直す場合があるので、留意しておくこと。
- ○特に、国公共事業における補助事務費の廃止を踏まえ、消耗品費等今後必要な調整を行うことと する。

- (2) 戦略事業、主要事業、政策事業(一件査定事業)
 - ○「平成22年度実施計画ローリングの提出について」を参照すること。

(3) 新規事業及び拡充事業の取扱い方針

○新規事業及び拡充事業の要求は、当該部局における事業の整理・見直しによる財源の捻出及び「平成22年度実施計画ローリングの提出について」の「4. 実施計画ローリングの視点」の基準を前提に事業調整し、要求を行うこと。

(4) 補助金

- ○補助金は、行政目的を達成するために市民との協働により、効率的・効果的に事業を遂行する上で、重要な役割を果たしている。しかし、現在の厳しい財政状況では、補助金の廃止・統合を含めた抜本的な見直しが喫緊の課題である。行政を取り巻く環境の変化に伴い、全ての補助金事業の公益性、効率性、公正・公平性、優先性、必要性及び補助効果を十分精査し、以下の視点に留意し、要求を行うこと。
 - ① ゼロベースからの積上げを基本として、目的、必要性及び効果を再確認すること
 - ② 受益者のみならず納税者の視点からの検証も十分行うこと
 - ③ 使途及び効果を再点検し、更なる補助基準の明確化を行うこと
 - ④ 補助率1/2を超える高率補助金について、その理由を明確にするとともに、補助率の縮減を検討すること
 - ⑤ 補助団体等の財政状況を精査し、予算に占める比重が少ない補助金について、廃止の方向で検討すること
 - ⑥ 補助金・交付金の要求にあたっては、交付要綱等を定めておくこと
 - ⑦ 公正な補助金執行の観点で、交付決定にあたっては申請書類等を原本で確認するなど厳正な 事前審査を行い、事業執行においても必要に応じて立入検査を行うなど適正を期すこと。
- ○補助金や負担金等によって運営されている任意団体において多額の繰越金が生じている場合は、 適正な水準となるよう必要な措置を講じること。

4 その他留意事項

(1) 行政改革の取組みについて

- ○予算要求にあたっては、事業仕分けにおける「市の関与のあり方に関する点検基準」を活用する ことなどにより、市の関与の必要性や程度・水準の妥当性など事業の要・不要の段階まで踏み込 んだ検討を行うこと。
- ○来年度以降の「次期行政改革行動計画(仮称)」については、現在その策定に向けて最終的な調整を行っている。各部局においては、策定にあたって提出した個別取組項目の目標実現に向けて適切な対応を図ること。
- ○「次期行政改革行動計画(仮称)」では、特に「公共施設の統廃合」への取組みを予定しており、 市民ニーズや全市的な視点から、公共施設のあり方や維持管理方法等の検討を進めること。

(2) 外郭団体等への助言・調整

- ○外郭団体等を所管する部局、外郭団体等の事業に密接に関連する部局にあっては、その設置者としての役割、責務を十分に認識し、助言・指導・調整に当たること。
- ○財政健全化法の施行により、外郭団体等における将来負担の明確化が求められていることをふまえ、所管部局においては、その財務内容について常に注意を払うこと。
- ○公益法人制度改革への対応については、所管部局においても、その意義や目的を十分に理解し、 各団体における状況を的確に把握し、遺漏なきようしておくこと。

(3) 公共工事のコスト改善並びに平準化

- ○公共工事については、「公共事業コスト構造改善行動計画」の実践に沿って、工事コスト、トータルコスト及び社会的コストの観点より総合的なコストの改善を図ること。
- ○他市事例等を踏まえ、単価、規模等の再点検を行い、徹底したコストの改善を図ること。
- ○公共工事の年度内平準化の観点から、より効率的な公共工事を施工するため、必要に応じ、当初より繰越明許費、債務負担行為の設定を行うものとする。

(4) 土地開発公社利用

- ○土地開発公社の利用にあたっては、土地取得依頼手続きの適正化、長期保有土地の解消、用途不明確な土地の解消などに十分留意した上で公社利用計画を策定すること。
- ○詳細については、「土地開発公社利用実施計画表について」を参照のこと。

(5) 公会計制度改革による財務諸表の整備に対する助言・調整

- ○地方行革新指針により、地方公共団体に対して、特別会計・地方三公社・第三セクター・一 部事務組合を連結対象とする新地方公会計モデルによる連結財務書類の整備が要請されてい る。
- ○このため特に上記の連結対象となる団体・法人を所管する部局にあっては、連結財務書類を 作成するにあたって参考となる考え方や事務作業などについて、積極的な助言・調整を行う こと。
- ○なお、公会計制度改革に関する一連の情報は、総務省 HP に掲載されているため参考とすること。(http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/index.html)

(6) 議会での審議や指摘事項等の取扱い

○本会議・常任委員会・予算審査特別委員会・決算審査特別委員会等、議会における質疑答弁など の審議内容を十分踏まえるとともに、監査委員の指摘事項についても十分検討し適切に対処する こと。

(7) 予算要求事項の変更等

○予算要求書提出後において、やむを得ずその内容を変更する必要が生じた場合には速やかに財政 課と協議すること。

(8) 建築等工事・文化財発掘調査を伴う事業

○都市建設部受託を想定した建築・土木・緑化工事等、及び文化財発掘調査を想定した工事等については関係部局と十分事前協議を行うこと。

(9)総合支所との連携について

○総合支所検討会議において平成18年3月に策定された「総合支所課題改善案」で示されたとおり、予算編成事務については、効率的な運用を前提に、各部局と総合支所との十分な意思疎通と合意形成を図って取り組むこと。具体的には、各部局は各地域の状況を把握・分析するとともに、総合支所との十分な意見交換を行い、総合支所は、各部局における全市的な方針や財政状況を踏まえ対応すること。

(10) 事務事業統一化作業について

○未統一の事務事業にかかる予算要求については、各総合支所も含めた十分な調整を図り、対処すること。

(11) 地域振興基金事業の予算要求

○地域振興基金を活用する予定の事業については、「平成22年度実施計画ローリングの提出について」の「5.地域振興基金の活用」を参照のこと。

(12) 要員等について

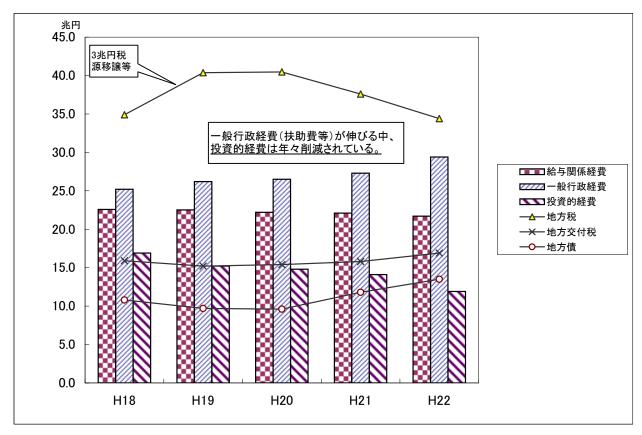
- ○要員については、新行政改革行動計画及び第6次定員管理計画に基づき、徹底した業務執行体制の見直しに取り組んだ結果、平成22年4月1日までに110名の純減という目標値を1年前倒しで達成している。平成22年度においては、「第7次定員管理計画(仮称)」の策定に取り組むとともに、引き続き、技能労務職の職種変更や職域拡大をはじめとする職種の枠を超えた人材の有効活用を図り適正な定員管理に努めるものとする。
- ○嘱託職員、任期付非常勤職員、臨時職員等の非正規職員については、正規職員と同じ基準で十分 に業務分析を行い、まず業務の見直しや部内及び課内の流動体制等を検討したうえで、真にやむ を得ない場合のみ予算要求を行うこと。
- ○時間外勤務については、これまでも職員の健康の保持・増進、公務能率の向上並びに職員のコスト意識の醸成などを目的としてその削減に取り組んできている。さらに、平成22年4月1日より施行される改正労働基準法では、長時間労働を抑制し、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的としている趣旨を踏まえ、今後は、出退勤システムを活用した管理・監督職の適正なマネジメントや、業務の平準化、時間外縮減に向けた取組みも求められることから、時間外勤務を前提とした事業計画としないこと。

(13) 事務スケジュール

○「平成22年度予算編成事務計画表」を参照のこと。

地方財政計画の推移(北円)

10110-1101 - 110	17 (101)	i				i	ì
		H18	H19	H20	H21	H22	H21→ H22
歳出(棒)	給与関係経費	22.6	22.5	22.2	22.1	21.7	-2.0%
	一般行政経費	25.2	26.2	26.5	27.3	29.4	8.0%
	投資的経費	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	-15.3%
歳入(折れ線)	地方税	34.9	40.4	40.5	37.6	34.4	-10.2%
	地方交付税	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	6.8%
	地方債	10.8	9.7	9.6	11.8	13.5	14.0%
地方財政計画の規模		83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	-0.5%



※H22は、総務省「平成22年度地方財政計画歳入歳出一覧」による

H21→H22の変動内容

- ・一般行政経費は子ども手当など扶助費の増による影響等で8.0%の増が見込まれるが、給与関係経費及び投資的経費の削減により、地方財政計画の規模は0.5%減の82.1兆円を見込んでいる。
 - なお、投資的経費は単独分についても15.0%の大幅減となっている。
- ・歳入は法人税収減等による地方税の大幅減少を見込むが、地方交付税や赤字地方債発行額の増額 により、財源の確保を図っている。

●H22~25財政推計の状況(一般財源ベース)

(留意事項)

・下記の財政推計は平成22年1月時点で事務的に整理したものであり、特に地方交付税等については、 H23年以降は同額で推計していることに留意

(政策経費充当可能額の推計状況について)

(単化		 -	_	$\neg \neg$	
(田1	11.	$\dot{\Box}$	\vdash	Щ)	

	H21財政計画	H22推計	伸び率	H23推計	伸び率	H24推計	伸び率	H25推計	伸び率
市税等	38,428	37,742	-1.8%	38,588	2.2%	38,227	-0.9%	38,227	0.0%
個人市民税	13,903	13,115	-5.7%	13,124	0.1%	13,124	0.0%	13,124	0.0%
法人市民税	3,113	2,780	-10.7%	2,767	-0.5%	2,767	0.0%	2,767	0.0%
固定資産税	15,762	15,878	0.7%	15,999	0.8%	15,676	-2.0%	15,676	0.0%
たばこ税	1,894	1,786	-5.7%	1,773	-0.7%	1,773	0.0%	1,773	0.0%
事業所税	0	393		1,098	179.4%	1,098	0.0%	1,098	0.0%
その他	3,756	3,790	0.9%	3,827	1.0%	3,789	-1.0%	3,789	0.0%
地方交付税等	22,918	26,651	16.3%	26,651	0.0%	26,651	0.0%	26,651	0.0%
普通交付税	18,117	19,854	9.6%	19,854	0.0%	19,854	0.0%	19,854	0.0%
特別交付税	993	1,059	6.6%	1,059	0.0%	1,059	0.0%	1,059	0.0%
臨時財政対策債	3,808	5,738	50.7%	5,738	0.0%	5,738	0.0%	5,738	0.0%
譲与税等	1,266	1,133	-10.5%	1,239	9.4%	1,354	9.3%	1,354	0.0%
その他一般財源	7,381	6,708	-9.1%	6,774	1.0%	7,216	6.5%	6,836	-5.3%
歳入一般財源(A)	69,993	72,234	3.2%	73,252	1.4%	73,448	0.3%	73,068	-0.5%
人件費	17,732	17,909	1.0%	17,521	-2.2%	17,917	2.3%	17,917	0.0%
扶助費	8,756	9,550	9.1%	9,909	3.8%	10,446	5.4%	10,916	4.5%
公債費	11,372	11,758	3.4%	12,295		12,793	4.1%	12,793	0.0%
義務的経費(B)	37,860	39,217	3.6%	39,725	1.3%	41,156	3.6%	41,626	1.1%
政策経費充当可能額(A-B)	32,133	33,017	2.8%	33,527	1.5%	32,292	-3.7%	31,442	-2.6%
対H21増減		884	2.8%	1,394	4.3%	159	0.5%	-691	-2.2%

